

一般廃棄物施設(ごみ処理施設)からのお知らせとお願い

管内には、下記の2箇所の施設があります。

○ 業務時間 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 毎月第3日曜日 9:00～11:30

処理(持込)エリア 砺波市全域、南砺市福野・井波・利賀地域の方は

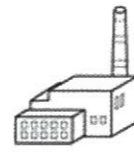
☆ クリーンセンターとなみ

〒939-1315 砺波市太田1873-1 TEL 0763-32-5648 FAX 0763-32-5860

処理(持込)エリア 南砺市福光・城端・井口・平・上平地域の方は

☆ 南砺リサイクルセンター

〒939-1755 南砺市立野原西966 TEL 0763-62-4710 FAX 0763-62-2856



家庭ごみの分け方出し方について

分ければ『資源』、混ぜれば『ごみ』です。きちんと分別してください。ルールが守られていないごみが混入すると、**リサイクルの障害**になります。また、**施設の故障や事故の原因**にもなります。



○ **可燃ごみ** 台所ごみ、再生できない紙くず、皮・ゴム製品、ビニール類
・指定袋に入れる。名前を書く。(ガムテープで閉じることは厳禁)

○ **不燃ごみ** 金属類、小型家電類、ガラスくず、陶磁器類、有害ごみ(蛍光灯等)
・地区のステーションに決められた方法で出す。スプレー缶等は、必ず穴を空ける。石油ストーブは、灯油と電池を必ず抜く。縦横高さ50センチ以上又、20キロ以上はごみ処理施設に直接持ち込む。

○ **資源ごみ** ペットボトル、白トレイ、飲食用ビン、飲料用缶、小型家電類(砺波市のみ)
・必ず水洗いをし乾燥させる。王冠・キャップ・ラベル等ははずす。糊付けされ外れにくいラベル、ペットボトルの飲み口の白色部分とリンクはそのまま。

紙製容器包装

・紙袋に入れて出す。

プラスチック製容器包装

・砺波市－透明又は半透明の20L以上の袋
・南砺市－指定袋に入れる。名前を書く。(ガムテープで閉じることは厳禁)
・汚れている場合は水洗いをし乾燥させる。汚れが取れないものは可燃ごみに出す。

以上は、市の委託業者が各ごみステーションをまわり収集します。日時は、それぞれ決められています。詳しくは各市で確認して下さい。

○ **ルール違反のものにはシールを貼り収集しません。**

☆ ステーションに出せない粗大ごみ、がれき類はごみ処理施設に直接持ち込んで下さい。



◎ 詳しいことは、「家庭ごみ」の分け方と出し方をご覧ください。

2つの処理施設(クリーンセンターとなみ・南砺リサイクルセンター)が発行

問い合わせ：両施設又は、砺波市(生活環境課 33-1111代)・

南砺市(エコビレッジ推進課 23-2050)まで。

編集後記

広報「砺波広域圏」第9号をお届けいたします。今回は、6月3日に行われた議会臨時会などについて掲載しました。議会の種類は、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。広域圏議会は、通常年2回、8月と2月に定例会を開催していますが、今回の臨時会は、議会運営に欠かせない監査委員や議会役員を選任するため、特別に開催されました。

砺波広域圏の人口

構成市：砺波市、南砺市
人口：104,489人
世帯数：33,761世帯
平成25年5月31日現在
(外国人を含む人口)

21世紀を築く新しい創造の圏域づくり

2013
6/25 発行
第9号

広報 砺波広域圏

今月号の主な内容

- ・平成25年6月議会臨時会の開催
- ・農業共済センターからのお知らせ
- ・一般廃棄物施設(ごみ処理施設)からのお知らせとお願い

発行 砺波広域圏事務組合
砺波市栄町7番3号 ☎(0763) 33-1111
編集 事務局総務課
ホームページ <http://www.tokouiki.jp/>

写真は、県民公園頼成の森で開催の梅雨の風物詩「花しょうぶ祭」の様子です。

平成25年6月議会臨時会開催される

平成25年6月議会臨時会が6月3日(月)砺波市役所議場にて開催されました。

午後4時から本会議が開催され、広域圏事務組合監査委員の選任など付託された議案1件と報告1件が審議され、原案のとおり可決・承認されました。

また、このたびの砺波市議会議員の改選に伴い、議員の中から新たに広域圏議会の議員が選ばれたことから、あわせて、広域圏議会の議長、議会運営委員会及び総務常任委員会の委員や副委員長を選任を行いました。



(臨時議会 提案理由説明の様子)

■ ■ 新しくなった砺波広域圏議会の役員について ■ ■

砺波広域圏事務組合議会

議長 江守 俊光 (砺波市高波)

副議長 片岸 博 (南砺市遊部)

議会運営委員会 委員長 城岸 一明 (南砺市利賀村百瀬川)

同 上 副委員長 稲垣 修 (砺波市本町)

総務常任委員会 委員長 山田 勉 (南砺市大鋸屋)

同 上 副委員長 井上五三男 (砺波市太田)

■ ■ 6月臨時会で可決・承認された議案など ■ ■

【議案第17号】 砺波広域圏事務組合監査委員(議会選出)の選任について

【報告第2号】 専決処分承認を求めることについて

・専決処分第1号 平成24年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

・専決処分第2号 平成24年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算(第6号)

砺波広域圏事務組合自治功労者表彰

6月3日(月)砺波市議場において、砺波広域圏事務組合自治功労者表彰が行われ、広域圏の発展に多大な貢献をされた次の方が表彰されました。

●池田 守正(砺波市) 広域圏議員として7年間ご尽力されました。



(自治功労者表彰の様子)

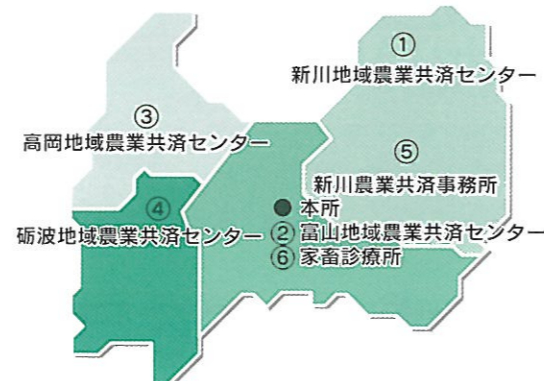
農業共済センターからのお知らせ

県内「1組合体制」を目指して

農林水産省が推進する「1県1組合化（特定組合）」に基づき、富山県における農業共済組合等の運営基盤の確保や効率的な事業実施体制の確立等を図るため、これまで、特定組合化研究委員会及び富山県農業共済特定組合設立準備委員会を設置し、特定組合設立に関し検討を行ってきました。本年4月には県内農業共済団体等の代表者による「富山県農業共済組合設立推進協議会」が発足し、設立に必要な手続及び設立基本事項等を決定しました。

設立基本事項

- 〔期 日〕 平成26年4月1日（新組合）
平成26年5月1日（特定組合）
- 〔名 称〕 富山県農業共済組合
- 〔事務所〕 本所は富山市に置き、現在の農業共済センターは「地域農業共済センター」に名称変更されます。



- ①新川地域農業共済センター（入善町）
 - ②富山地域農業共済センター（富山市）
 - ③高岡地域農業共済センター（高岡市）
 - ④砺波地域農業共済センター（砺波市）
 - ⑤新川農業共済事務所（上市町）
 - ⑥家畜診療所（富山市）
- 〔組 織〕 ●総代の定数は278人以内（砺波地域51人以内）
 - 役員：理事の定数は22人
監事の定数は3人
 - 共済部長（共済連絡員）の定数は3,146人以内（砺波地域635人以内）
 - 損害評価員の定数は1,361人以内（砺波地域303人以内）
 - 損害評価会委員の定数は83人以内
 - 職員は概ね100人
- 〔事業〕 ●共済事業の種類 現行の事業が継続され、農作物共済（水稲、麦）、家畜共済（牛、豚）、果樹共済（りんご、なし、かき）、畑作物共済（大豆）、園芸施設共済（ハウス）、任意共済（建物共済、農機具共済）となります。
 - 事務費の賦課 農業共済組合等の現行最低単価に合わせ統一されます。
 - 当然加入の基準 現行の水稲35a以上、麦20a以上となります。
 - 共済掛金の率 料率改定までは、従前の料率程度となるよう危険段階別共済掛金率が設定されます。

平成25年度産水稲共済について

平成25年度産水稲共済細目書異動申告票を基にして、本年産水稲の基準収穫量や共済掛金を算出します。7月中旬に水稲共済納入通知書を郵送しますので内容を十分に確認願います。引受の内容に相違があれば、農業共済センターまでご連絡ください。

① 一筆方式(10aあたり)共済掛金等の試算 ※基準収穫量は管内平均値です。

用途	基準収穫量	1kgあたり共済金額	共済金額	農家負担共済掛金	賦課金	納入額
主食用米	522kg	208円	75,920円	73円	160円	233円
米粉用米	522kg	84円	30,660円	29円	160円	189円
飼料用米	522kg	40円	14,600円	14円	160円	174円

② 品質方式(10aあたり)共済掛金等の試算

目的	基準収穫量	1kgあたり共済金額	共済金額	農家負担共済掛金	賦課金	納入額
全用途	522kg	品種等級ごとに異なります。	88,088円	224円	160円	384円

③ 水稲共済掛金賦課金の納入について

掛金等の納入期限は7月31日となっています。振替口座契約をされている方につきましては、7月25日頃に指定口座から引き落としさせていただきます。口座振替を利用していない方は各農協の窓口で期限までの納入をお願いします。

果樹共済の概要



加入方式	減収総合(一般・短縮)方式	特定危険方式
加入資格	栽培面積が各農家ごとに5a以上 樹種ごとに栽培する園地すべてを加入	各農家ごとの栽培面積が5a以上で全体の栽培面積が20a以上、かつ5年以上の栽培経験を有する農家
共済責任期間(補償期間)	収穫(一般):花芽の形成期から翌年の収穫期まで(約1年半) (短縮):発芽期から収穫期まで(約半年間)	収穫:発芽期から収穫期まで(約半年間)
対象共済事故	風水害、干害、ひょう害、雪害等すべての自然災害及び鳥獣害、病虫害による減収	最大風速13.9m/s以上、又は最大瞬間風速20m/s以上の風害、降ひょう被害、凍霜害による減収
共済金額(補償金額) ※25年産引受	(10aあたり平均) りんご収穫(短縮) 3類 約310,000円 かき収穫(一般) 2類 約164,500円 かき樹体 約214,650円	(10aあたり平均) りんご収穫 1類 約192,000円 3類 約474,000円 なし収穫 1類 約212,000円 2類 約171,000円
農家負担掛金 ※25年産引受	(10aあたり平均) りんご収穫 8,832円 かき収穫 5,757円 かき樹体 429円	(10aあたり平均) りんご収穫 6,833円 なし収穫 1,492円
掛金等納入期限	収穫(一般):6月30日 収穫(短縮):3月20日	収穫:3月20日
損害防止事業	病虫害の発生を未然に防ぐための農薬や購入費の一部を助成	
共済金 収穫 支払対象 樹体	農家ごとの減収量が基準収穫量の3割を超えた場合 樹体枯死、流出、損傷等による損害の額が共済価格の1割または10万円のいずれかを超えた場合	農家ごとの減収量が基準収穫量の2割を超えた場合
無事戻金	過去3年間の受取共済金及び過去2年間の無事戻金が少なかった場合に掛金の一部を還付	

園芸施設共済の概要



家畜共済の概要



加入方式	一括加入制	包括共済・個別共済
加入資格	特定園芸施設の面積が合計で2a以上(ガラス室は1a以上)のもの	・受精後240日以降の胎児(牛) ・出生後5か月目からの牛 ・特定の種畜証明がある牛 ・出生後6か月目からの種豚 ・出生後20日目からの肉豚
共済責任期間(補償期間)	責任開始日から1年間で、被覆されている期間補償(ただし、被覆期間の短いものは2か月から1年未満で選択可能)	原則として1年間
対象共済事故	風害、雪害、ひょう害、雨水害等すべての気象災害及び鳥獣害、落雷、火災、落下物による被害	死亡、廃用、疾病、傷害(ただし、肉豚は死亡のみ対象)
共済金額(補償金額)	ハウスの標準時価額 + (付常設備の標準時価額+農作物の価額) × 選択付保割合(6~8割)	共済価額の2割から8割の範囲内で農家が選択した金額(肉豚は4割から8割)
農家負担掛金	施設の設置面積当たり2円/㎡	(共済金額×共済掛金率)-共済掛金国庫負担分
掛金等納入期限	共済責任開始日の前日	新規加入の場合、加入申込に対する承諾のあった日の翌日から1週間以内
損害防止事業	前年度より継続加入者に被膜補修テープ等を支給	地域での多発疾病予防のための定期的な巡回指導と疾病事故防止のため薬剤等を支給
共済金支払対象	1施設の被害金額が3万円を超えた場合または共済価額の1割を超えた場合	共済事故による死亡や廃用または疾病傷害事故で獣医の診療があった場合
無事戻金	※ 果樹共済と同じ	